

## 補助金調書

補助金名	福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課 ( TEL 733-5346 )		
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	福岡市社会福祉協議会		区分	外郭団体等への補助金		
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	本補助金は、社会福祉協議会が実施するふれあいネットワーク、ふれあいサロン、ふれあいランチ、校区広報紙発行事業に対する補助であるため。						
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	10	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	(補助の目的) 地域保健福祉活動の振興を図る事業に要する経費に充てるため、補助金を交付する。 (補助対象事業) ・地域保健福祉の充実に寄与する事業 ・そのほか市長が補助することについて特に必要と認める事業						
補助金の終期	28	年度	延長回数	0	回		
終期を延長する理由							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (ふれあいネットワーク) 70千円+人口割(50千・70千円・90千円)×実施自治会数/校区総自治会数 (ふれあいサロン) 3千円×実施回数 (ふれあいランチ) 運搬等補助費(1食50円)、活動拠点費(10千円/月)、コーディネート(調整)費(5千円/月※週1日の配食は3千円)、事業運営事務費(80千円/年※週1日の配食は56千円/年)、配食器材等補充費(30千円/年) (校区広報紙発行事業) 総発行部数10,001部以上:50千円、5,001~10,000部:40千円、5,000部以下:30千円 (その他の事業) 個々に査定して定める					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 本補助金により実施するふれあいネットワーク、ふれあいサロン、ふれあいランチ、校区広報紙発行事業は福岡市社会福祉協議会の事業であり、校区社会福祉協議会がそこから助成を受けて、事業を実施するため。 再交付先の配分基準については、【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】と同じ。						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	43,759 千円	(42,128) 千円	38,384 千円	37,406 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	ふれあいネットワーク:137校区 ふれあいサロン:312団体(月4回以上実施を除く) ふれあいランチ:5校区 校区広報紙発行事業:135校区 (数値は当初予算による予定数)						
補助金交付 による効果	ふれあいネットワークを実施する自治会・町内会数が増えており、また、ふれあいサロンも実施箇所数が増加している。 これらの事業を支援することにより、地域での支え合い体制を強化し、安心して暮らせる地域づくりを行っている。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。